

新見市 I J U ターン就職奨励金

★どんな制度？

新見市内での I J U ターン者の雇用促進を目的に、新見市に転入し、市内の事業所に就職された方に奨励金を交付する制度です。

★奨励金の額は？

交付対象者 1 世帯あたり 2 0 万円を交付します。

※同一世帯に交付対象者が複数いる場合、2 人目以降 1 人につき 1 0 万円を加算（上限は 5 0 万円）

★奨励金の対象となる人は？

奨励金の対象となるのは、次の要件をすべて満たす方です。

- ・転入前に、市外に 1 年以上居住していた方
- ・市内の事業所に正社員として新たに雇用された方
- ・雇用開始日から 5 年以上は新見市から転出しない意思を示した方

※以下の点に注意してください。

- ・雇用開始日より 3 か月以内に申請してください。
- ・転入して 1 年未満の方が対象です。
- ・転勤者、公務員などの場合は対象外です。
- ・奨励金の交付は 1 回限りで、予算の範囲内となります。

お問合せ

新見市 移住・定住推進課 TEL0867-72-6114



Q1 この制度の目的は？

I J Uターンを検討している人が新見市を選択するように促すための一手として、引越費用等に相当する奨励金を交付し、市内への就労・定住の促進につなげていくものです。

Q2 I J Uターンの定義は？

この制度におけるI J Uターンの定義は、市外に1年以上居住していた方が、定住する意思を持って転入することを言います。

Q3 新見市へ移住したことの確認は？

市外に1年以上居住していたことも含めて確認するために、戸籍の附票を提出していただきます。住民票を異動していない学生の方は、在学証明等とアパートの賃貸契約書等で確認します。

Q4 正社員とは？

正社員とは、1週間の労働時間が30時間以上で雇用期間に定めがない人を言います。 ※試用期間中の方は、試用期間後に正社員登用が見込まれる場合、対象となります。

Q5 雇用の確認は？

雇用開始日等の雇用契約内容が確認できる書類を就職先の事業所に証明をもらい提出していただきます。

Q6 移住して創業する場合は？

本市では、創業者に対しては「新見市創業支援事業補助金」による支援を行っていることから、本奨励金の対象とはしません。

Q7 移住して就農する場合は？

本市では、就農者に対しては「新見市就農奨励金」による支援を行っていることから、本奨励金の対象とはしません。

Q8 5年以上転出しない意思の確認は？

奨励金の申請時に誓約書を提出していただきます。

